

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第1回 議事概要

1 日時：平成18年9月28日(木) 12:45～14:00

2 場所：三田共用会議所 ABC会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 委員(専門委員含む)

村井 純(主査)、大山 永昭(主査代理)、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、河村真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高田 真治、高橋 伸子、竹中 一夫、田胡 修一、土井 美和子、所 眞理雄、長田 三紀、中村伊知哉、野坂 章雄、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、依田 巽 (以上28名)

(2) オブザーバー

奥村 直司(松下電器産業株式会社)、川瀬 真(文化庁)、河野 智子(ソニー株式会社)、中村 秀治(株式会社三菱総合研究所)、中村 吉二(社団法人日本音楽事業者協会)、松岡 達雄(日本電信電話株式会社)、安江 憲介(株式会社三菱総合研究所)

(3) 事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

(4) 総務省

寺崎政策統括官、中田審議官、勝野審議官、阪本総合政策課長、佐藤情報通信政策課長、南放送政策課長、大西地域放送課長

4 議題

(1) 主査代理の指名

村井主査より、大山委員が主査代理に指名された。

(2) デジタル・コンテンツの流通の促進等について

小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料6に基づき諮問の趣旨及び背景につき説明。
第3次中間答申の中でコピーワンスからEPNの方向に変更、検討が望ましいとあるが、この場においてはEPNへの変更が前提ではないことを確認しておきたい。

結論ありきで議論するのではないが、今まで審議してきた経緯等も参考に先へ進んでいく進め方が重要ではないかと思う。

資料6ページに権利者の懸念として「『EPN』の下では、オリジナルのコンテンツから当該コンテンツ保護技術に対応したメディアに複製した後、当該メディアから更に当該技術に対応したメディアに対して複製することが可能になること」と表明されている

が、技術上可能なのか可能でないのかを伺っておきたい。

E P Nは出力保護つき、ネットには出てきませんという話だったが、技術的にどういうふうに担保しているのか伺いたい。

E P Nは複数複製できるが、暗号をかけた複製なので複製先では必ず暗号に対応したライセンスが必要になる。E P N自体は、複数複製ができるかできないかという中で、やってもいいですよ、という技術的なルール。また、基本的に暗号はかけるが、D T C Pのルール上、インターネットに出力してはいけないとなっている。

規格に沿って暗号化されいくらでも複製ができるということは、その基準に準拠したプレーヤーであるとか、その方式にのっとった機器では再生できると考えてよいか。

コピーワンジェネレーション以外の扱いにすることによる番組制作過程における具体的弊害について、金銭的なものや、出演者、実演家など著作権を持っている方の具体的発言など、当事者の直接の声を聞きたい。当事者がこの場にはいない、海外の人間であるといった場合でもこの会議にきていただき声を聞きたい。

新しいルールをつくることを選択肢の中から外すべきではないのではないか、ということを経営者として主張したい。

コピーワンスが防ごうとしているものは一体何なのか、止めようとしているものは私的録画なのか海賊版なのか。止めようとしているものが私的録画でないのであれば（コピー回数が）1回である必要はないし、コピーワンスしか方策がないということはある得ない。そういうことをきちんと説明していただきたい。

民間放送事業者としては良質なコンテンツを確保するという建前上、それなりのコスト負担もしてコピーワンジェネレーションをやってきたが、まだ説明不十分であるという指摘もあり、今後ご納得いただけるような説明をさせていただきたい。

コピーワンスとB - C A Sの関係をもう一度教えていただき、視聴者にどういう負担になるのかということをごきちんと認識をして議論に参加させていただきたい。

機器がライセンスを持っているのはおかしく、本来人が持つべきである。途中段階としてのコピーワンスなのかもしれないが、こういった場をつくるのなら、新しい姿を考えてもいいのではないかと。現在コピーワンスという技術があることは事実として認められるが、もう一回考え直し、将来を見てロードマップを書いたらいいのではないかと。

コンテンツをどのように使いやすくするか、コンテンツの所有者から提供されやすくする環境をどうするか、ということは、実演家が自分たちの素材を使ってもよいという環境をどうつくるかということ。

善意の私的録音、録画と、そのコンテンツを無差別不特定多数に流す行為を線引きすることは絶対できない。この問題を合理的に解決するために、コピーワンスが出てくる。

E P Nも大事ではあるが、その整理でお互いが歩み寄ることは容易なことではない。例えば放送側とメーカー側でスタンスが違うが、何か妥協点が見出せればいい。

私的録画に関する権利者と消費者による議論の場が設けられたことが重要。権利者と消費者が直接話をして私的録画というのはどういうものなのかを検討し、今の技術でできることと、最終的な目標をきちんと踏まえ、今回はこうだが次はこうしたいという、そういう形で日本のコンテンツのあり方を考えていく場が初めてできた。

無料放送というが、最終的には一般消費者が製品を買う時に（コストを）払っているわけであり、コスト負担メカニズムについても、この機会にきちんと見直すことが必要。また、今までの経緯と今後どうあるべきか、私的録画と権利を乱用する悪い人をどう区別できるか、区別できないとしたらどうあるべきかという話をできればと思う。

一般消費者は私的録画をきちんと考えているという性善説を前提に進めていきたい。メーカーの立場としては、技術面については、今できることと、これからできることを、コスト負担も含めて考えていかなければいけない。

すべての放送番組がコピーワンジェネレーションレイション扱いとされる合理的説明、弊害に関しての具体的な説明を強く求める。また、今までは4つのルールに限定した議論をやってきたが、もっと新しいことができるのではないか。技術的に現在のルールに含まれない新たなルールを形成することの可能性について議論したい。

デジタル・コンテンツ分野に必要なのは国際競争力であることは間違いなく、知財分野の流通促進についてもこの検討委員会に課された大きな課題。例えば海外への番組販売といった活用が今までなされていないのはなぜかといったことを掘り下げ、みんなで豊かになろうという議論をしたい。

映像文化、経済面において日本は放送コンテンツの位置づけが非常に大きいため、放送コンテンツ市場の形成が大きなポイントになる。取り組むべき課題としては著作権処理をどうするのか、あるいはメタデータをどのように整備するのか、そしてコンテンツの評価をどうするのかの3点。

企業会計あるいは保有資産の透明性が一般に求められており、企業の内部統制面からもコンテンツの会計上の取扱いを検討する必要がある。取引市場の形成は業界にメリットが大きかつ利用者利便や国益といった観点から検討されるべきだが、投資の出口確保、外部投資の増加、輸出振興による国際競争力の強化及び文化外交やソフトパワー強化につながり、放送文化の振興にも寄与するのではないかとといった点からも、政策的にあるいは国家戦略的にどう取り組むのか考える必要がある。

我が国の地上波放送は全国民が1日に3時間以上も見ている最も重要なメディアであるという視点が重要。コピーワンスジェネレーションではない場合の弊害としては、出

演料や、映画価格の上昇など極めて具体的、定量的な話と、あまり定量化できない部分がある。技術進歩を踏まえて変えていくことも可能と思うが、一旦決めると変更が難しく、採択して以降はかなり長期にわたることを意味するので、コピーワンスジェネレーションでない場合の具体的弊害とともに、メディアの位置にどう影響を与えるのかという観点も重視していただきたい。

(4) 今後の検討スケジュール

小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料7に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以上